

第4章 施策の展開

基本目標

1

いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

取組の柱

1-1

相談機能の強化

1 相談を包括的に受け止める体制を強化する

現在国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取りまく課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①関係機関との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。
- ②職員の相談対応力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつながりを実現します。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①窓口の一本化、職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援にスムーズにつなげられる体制を整えます。
- ②職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①困りごとがある時は、広報やホームページなどから、相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します（自助・互助）
- ②地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
あすてらすを核とした分野を横断した相談体制づくり	・市 ・社会福祉協議会	複合化・複雑化した課題に的確かつスムーズに対応するため、あすてらす内の関係部署を核として社会福祉協議会によるコーディネート体制を図っていきます。
職員の相談支援能力の向上	・市 ・社会福祉協議会	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化などについて学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。

2 身近で気軽な相談支援をすすめる

支援が必要な人を漏れなく把握し、支援につなぐため、身近な相談先の充実や、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要です。また、隣近所や地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有したりできる関係を構築できるよう、啓発や交流の機会をつくっていくことも重要です。

市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①アウトリーチ型の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、普段あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。
- ②地域カフェや出前講座などを開催し、地域住民が気軽に悩みを相談でき、かつ、行政が地域の実情を知ることができる機会の創出を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社会福祉協議会が設置する窓口で相談を受け付けるとともに、地域の方々に研修を行い、市民の身近な相談者としての育成を図ります。
- ②地域の活動やイベント等に積極的に出向くことで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へとつなげます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます（自助・互助）
- ②地域の集まりや組織を困りごとの掘り起しの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域包括支援センターの拡充	介護保険課	市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談業務の充実を図ります。
巡回介護相談事業	介護保険課	新たに設置される包括支援センターの専門職がアウトリーチ型の支援として、介護等の相談体制の構築を図ります。
巡回支援専門員整備相談	子育て支援課	発達が気になる子どもの成長を支え、子ども一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう、児童発達に関する専門員が市内保育所を巡回訪問し相談支援を行います。
総合生活相談	人権・同和対策課	隣保館及び各集会所が、地域の身近な相談機関として、暮らしに関する様々な相談業務を実施します。
地域生活支援拠点等事業	福祉課	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネート機能を整備し、アウトリーチで地域の困難事例の把握等に取り組み、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を整備します。
健康相談	健康課	あらゆる世代の健康に関する相談を「あすてらす」にて、保健師や管理栄養士が面談または電話で行います。
子育て世代包括支援センター	健康課	妊娠期から子育て期における母子やその家族へ切れ目ない支援を行います。母子健康手帳の発行、妊産婦・新生児訪問や乳幼児健診では、子育てに関する情報提供や助言、相談等を行い、必要があれば、関係機関と連携し支援します。
相談支援に携わる人への研修	社会福祉協議会	健康福祉部会や区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などの人たちを対象とした研修を実施し、地域の身近な相談支援者としての人材育成を図ります。

取組の柱

1-2

情報受発信の強化

1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、的確な情報提供のあり方が求められています。また、近年はSNS等、新たなコミュニケーションの手段が充実してきており、そのような新たな媒体を活用した広報にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。
- ② 広報紙や掲示板だけでなく、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、幅広い層の市民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 高齢者や障がい者など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。
- ② 社協だよりやホームページ、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域の中での情報共有を心がけます（互助）
- ② 新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護保険 パンフレット	介護保険課	パンフレットで当事者やその家族に、介護保険サービスについての周知を図ります。
認知症あんしん ガイドブック	介護保険課	認知症の進行に応じた対応やサービス等の情報提供を行います。
おごおり子育て 支援ガイド	子育て支援課	子育てで困ったとき、育児に関する情報を知りたいとき、友達に会いたいとき、親子で遊びたいときなどの楽しい子育てのための情報提供を行います。
あのねメール	子育て支援課	18歳未満の児童を対象に家族や親、いじめ、DVなど悩みや不安をメールで受け付け、返信する相談メール「あのね」を設置(本人の同意なしで家族に知らせるなどはしない)し、相談しやすい環境整備を図ります。
多様な媒体による 広報	・市 ・社会福祉協議会	ホームページやSNS、あすてらすフェスタでの広報等を通して、市や社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの様々な情報について発信します。
個別の情報提供 の推進	・市 ・社会福祉協議会	視覚障がいのある人など、個別に情報を提供する必要がある人のために情報を入手できるように支援を行います。
「社会福祉協議会 だより」の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、市内の福祉団体の福祉活動や福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題などの情報を広く掲載します。

2 住民への福祉教育や啓発をすすめる

市民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからも地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させるほか、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、福祉に関する啓発を届けることができるよう、効果的な広報手段等を検討します。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、福祉教育・啓発と併せて人権教育・啓発及び関連する施策を総合的に推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 広報紙や掲示板等、多様な媒体を活用した広報を実施し、市民への福祉・人権意識啓発に努めます。
- ② 社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員などの地域福祉を推進していく方々への人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、市民に対し人権意識の啓発、人権・同和問題研修の実施を広く行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 広報や福祉教材配布、イベントでの福祉活動体験等を通し、市民への福祉意識啓発に努めます。
- ② 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成や備品の貸し出し等の支援を行い、活動の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 出前講座を活用するなど、地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
人権週間記念講演会	人権・同和対策課	毎年12月の人権週間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
人権センター公開講座、隣保館・集会所周辺啓発講演会	人権・同和対策課	人権問題について学習する場として、市民の方を対象に公開講座を年2回程度開催します。また、隣保館・集会所の周辺地域の住民を対象に年1回講演会を開催します。
同和問題市民講演会	人権・同和教育課	毎年7月の同和問題啓発強調月間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
七夕人権 [★] 考座	人権・同和教育課	年7回の講演会を開催します。その中で障がい者の人権や高齢者の人権をテーマにした講演会も実施します。
障がい児長期休暇スクール事業	・福祉課 ・社会福祉協議会	障がいのある小・中学生、高校生の長期休暇中に通うスクールに、市民がボランティアとして参加し、障がいへの理解を深める機会を提供します。
福祉教育教材「ともに生きる」の配布	社会福祉協議会	小学生を対象に、教材「ともに生きる」を配布し、福祉教育に活用します。
福祉活動協力校の活動助成	社会福祉協議会	小中学校などの福祉教育活動に対して助成を行い、福祉教育の充実を図ります。また、各校の担当者会議を隔年で開催し、活動を推進します。
福祉教材等の貸し出し・指導	社会福祉協議会	学校で行われる総合学習や福祉教育、体験学習に対し、車いす等の備品の貸し出しや指導を行います。また、地域の介護予防講座などに対し、教材等の貸し出しなどを行います。
イベントなどでの福祉体験	社会福祉協議会	あすてらすフェスタなどで、高齢者疑似体験、ボランティア体験の場を提供します。また、福祉機器の紹介、ボランティア活動の紹介を行います。